

高松市総合教育会議

ヤングケアラーへの 支援について

令和4年7月21日

健康福祉局 子育て支援課
教育局 学校教育課



＊ ヤングケアラーとは

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

＊ ヤングケアラーの現状

現 状

① 学業に支障

学校に行けない、宿題など学業に時間を割くことができず、学力への影響が懸念されている。

② 進路に影響

勉強する時間がない、介護の負担、金銭的な負担から、労働せざるを得ないなどの理由で、進路が制限され、将来にも希望を持てない。

③ 交友関係に支障

友達と遊ぶ時間がない、クラブ活動ができないなど、交友関係が築けず、孤立・孤独を感じる。

④ 体力、健康の不安

家にこもる時間が増えれば体力や健康への不安のほか、状況によっては、家の片付けが十分にできず、体調を崩してしまうケースも考えられる。

本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されている



ヤングケアラーの実態調査結果

(厚生労働省、香川県、高松市調査)

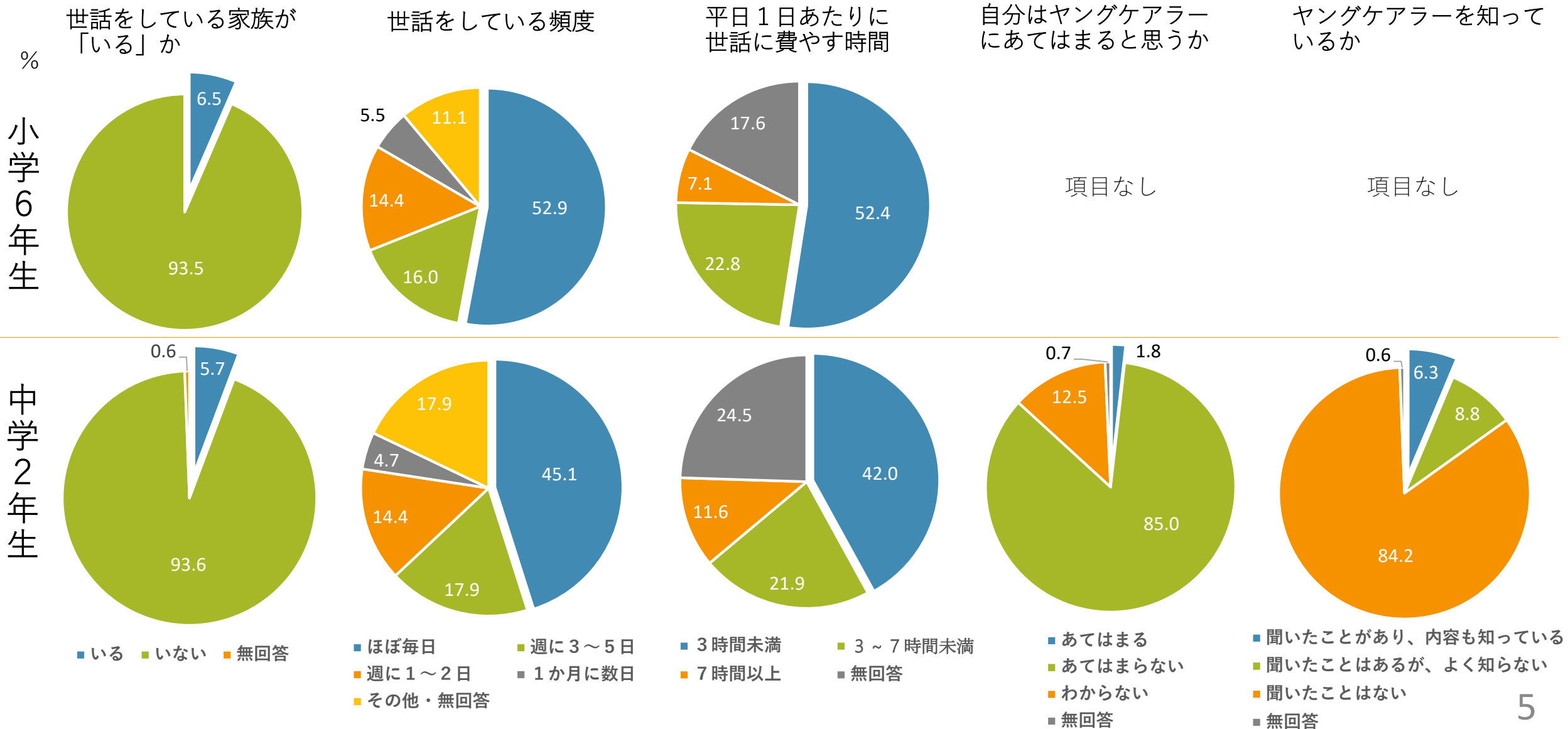




【国】ヤングケアラーの実態調査結果 ①

1 小学生、中学生の実態

「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書（厚生労働省：R3.4月、R4.4月公表）」





【国】ヤングケアラーの実態調査結果②

2 ヤングケアラーと思われる子どもの状況（複数回答）

■ 小学校 ■ 中学校

(%)

障がいや病気のある家族に代わり、家事（買い物、料理、洗濯、掃除など）をしている



家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている



家族の代わりに、障がいや病気のあるきょうだいの世話をしている



目を離せない家族の見守りや声掛けをしている



家族の通訳をしている



アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している



病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている



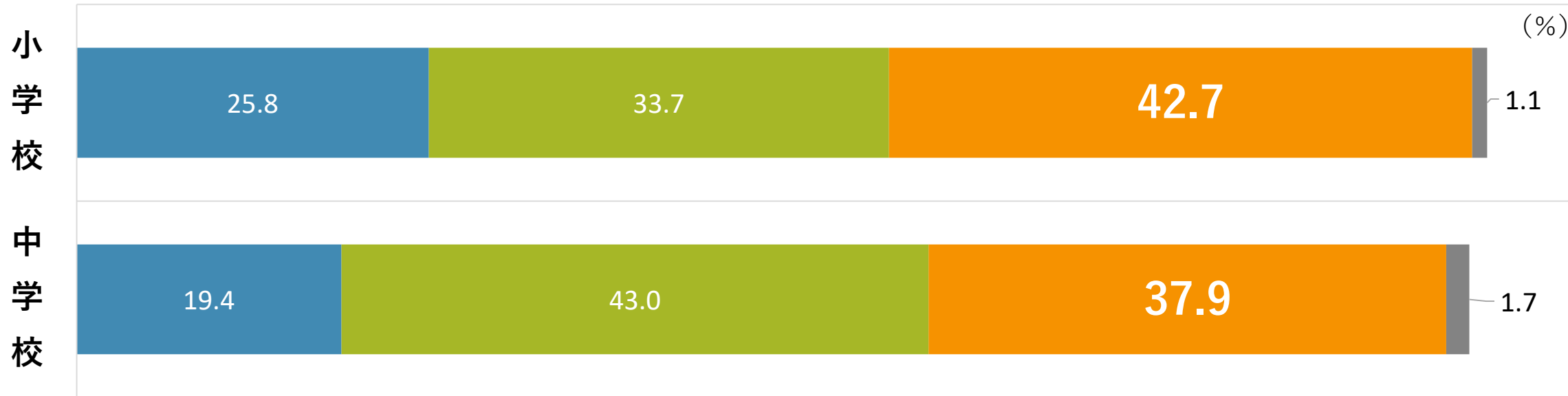
その他



無回答



3 外部の支援につないだケースの有無



■ 要保護児童対策地域協議会に通告したケースがある

■ 要保護児童対策地域協議会に通告するほどではないが、学校以外の外部の支援につないだケースがある

■ 外部の支援にはつないでいない (学校内で対応している)

■ 無回答



令和3年度「香川県学習状況調査」（R3.11月）において、
児童生徒への質問票に、以下の質問項目を追加して実施

質問項目

家で世話をしている家族がいて、勉強や遊びに時間がとれないなど、困っていることがありますか

(%)

	小学5年生	中学2年生
「よくある」「ある」と回答した割合	10.1	5.7

桜 【市】 ヤングケアラーの実態調査結果①

「学校におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査」

1 調査概要

- 
- ① 趣旨・目的 ヤングケアラーと思われる子どもの実態を把握し、適切な支援へつなげるため、各小・中学校に対し、アンケート調査を実施
 - ② 調査対象 各小・中学校の管理職〔小学校 4 7 校、中学校 2 3 校（分校を含む）〕
 - ③ 実施時期 令和 3 年 6 月～7 月
 - ④ 調査方法 教職員による児童生徒との教育相談や、S S Wによる面談等を通して把握したヤングケアラーと思われる児童生徒の状況について取りまとめ
- 
- 

2 学校がヤングケアラーと気づいた理由・きっかけ等

- ・ 本人の話から
- ・ 学校生活の状況から
- ・ 学校の面談、アンケートから
- ・ S C、S S W、養護教諭等から
- ・ 出身校からの引継ぎ
- ・ 家族、親族からの連絡
- ・ 保護者の言動、状況
- ・ 家庭訪問
- ・ 民生委員、近所の人からの連絡
- ・ きょうだいの保育園・学校から、きょうだいの状況から
- ・ 外部機関、支援団体等からの連絡



3 学校での把握や支援について、学校が工夫していること

① 本人の 状況把握	・ 学級担任が定期的な面談をする。 ・ 養護教諭が観察、悩みを聞く。 ・ 週1回、日記でやりとりをする。 ・ 児童生徒の表情の変化をよく見て、さりげなく話をする。 ・ 遅刻や欠席の継続がみられた場合、保護者と連絡を密にとる。 ・ 児童生徒へのアンケートを毎月行う。
② 保護者 との連絡	・ 保護者の在宅時間に電話や家庭訪問を行い、児童生徒のがんばりを伝える。
③ 外部との 連携	・ S C、S S W等の専門家へ協力を依頼する。 ・ サポート教員が児童生徒の支援や保護者の支援に関わる。 ・ 関係機関と連携を図る。



4 ヤングケアラーを把握・支援するために、学校が必要だと思うこと

- 
- ・ **教職員が**ヤングケアラーについて**知る** こと
 - ・ 児童生徒が教員に**相談しやすい関係**を作ること
 - ・ S C や S S W 等の**専門職の配置を充実**させること
 - ・ ヤングケアラーの**支援についての相談機関**があること
 - ・ 児童生徒**自身が**ヤングケアラーについて**知る** こと
 - ・ ヤングケアラー**本人や保護者の相談窓口**があること
- 

支援への課題・取組



✿支援への課題

「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」(R3.5.17) より

実態把握が 不十分

- ・ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造
- ・福祉、介護、医療、学校等、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修は十分でなく、地方自治体での実態把握が不十分

支援策・窓 口が不十分

- ・ヤングケアラーに対する支援策、支援につなぐための窓口が明確でない。
- ・福祉機関の専門職等から「介護力」と見なされ、サービスの利用調整が行われるケースがある。

社会的認知度 が低い

- ・ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができない。

今後取り組むべき施策

- 早期発見・把握
- 支援策の推進
- 社会的認知度の向上

国の動向①

R 3. 3	ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム 立上げ
R 3. 3	ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告（中学2年生、全日制高校2年生等）
R 3. 5	ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム 報告 【現状と課題】 実態把握が不十分 支援策・窓口が不十分 社会的認知度が低い 【今後の支援策】 早期発見・把握 支援策の推進 社会的認知度の向上
R 3. 6	経済財政運営と改革の基本方針2021が閣議決定 ・いわゆる骨太の方針2021において、家族の介護や世話を担うヤングケアラーへの支援が初めて明記
R 4. 3	ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告（小学6年生、大学生等）
R 4. 3	多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル作成 ・多機関・多職種が連携して行う支援の方法についてとりまとめ ・支援開始から切れ目なく包括的に支援が行われることを目指す
R 4. 6	「子ども家庭庁」設置法案 可決・・・3つの部門を設ける ・「企画立案・総合調整部門」 ・「成育部門」 ・「支援部門」（いじめ対策・ヤングケアラー支援・施設や里親のもとで育った若者らの支援）





令和4年度

ヤングケアラー支援体制強化事業

- ① 地方自治体における実態調査・研修を推進
- ② 地方自治体における支援体制の構築を支援
(コーディネーター配置、オンラインサロン設置等)

広報啓発事業

令和4年度から6年度までの3年間を「集中取組期間」として、中高生の認知度5割を目指す。

- i ポスター・リーフレット等の製作・配布
- ii テレビCM、インターネット広告等を活用した、より幅広い普及啓発
- iii 全国フォーラム／シンポジウムの開催等を通じた普及啓発

ポスター



リーフレット



❁ 県の動向（令和4年度）

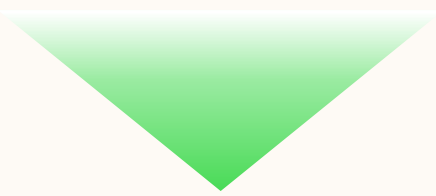
【実態調査の実施】

■こども政策推進局 こども家庭課

相談・支援に携わる機関やケアの必要な家族が
いる家庭の支援に携わる機関等を対象に、ヤング
ケアラーの状況や支援の状況を調査（R4.6月）

■教育委員会

香川県学習状況調査において、調査を実施予定



両調査を連携してその結果を分析し、今後の支援の検討につなげる

支援機関における

調査期間

令和4年6月10日(金)
～令和4年6月24日(金)

ヤングケアラーへの対応等に関する アンケート調査【香川県】

「ヤングケアラー」って？

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話を日常的に行っていることにより、学校に行けなかったり、友達と遊ぶ時間がなかったり、自身がしたいと思っていたクラブ活動ができなかったり、宿題などの勉強に動く時間がつくれなかったりするなど、本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されている可能性があります。18歳未満の子どもとされています。(※注1)

ヤングケアラーは、家事などの様々な負担があるにも関わらず、子ども本人や家族、周囲の大人がヤングケアラーと認識していないことなどから、必要な支援につながらていない場合もあると考えられます。

ヤングケアラーを支援していくための施策の検討にあたっては、現場でヤングケアラーなどを支援されている皆様のご意見も踏まえる必要があると考えております。

そこで、この度、ヤングケアラーやその家庭の支援に携わる支援機関の皆様を対象に実態調査を行うこととしましたので、ぜひ本調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

<ヤングケアラーのイメージ>

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族のケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、病弱のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。

毎日の食事などの世帯に
にたが、洗い、拭く、研
磨、掃除、洗濯などの家
事を行っている

要介護に代わり、杖や歩
行器の補助をしている

毎日の食事の準備や
トイレの掃除や排泄の
サポートを行っている

目を離せないほどの病状
や介護が必要な状況の
下で看病やケアにつら
さを感じている

日本語が第一言語でない
子どもが学校生活で困
りやすいため通訳をして
いる

病状を支えあつたのに別
居をする、認知や介護の
負担が重くのしかかっ
てくる

アルバイト、資格、チ
ャレンジ経験を活かして
生活している

がん、認知、精神疾患
など家族の病気の
影響を受けている

毎日の食事の準備や
トイレの掃除や排泄の
サポートを行っている

毎日の食事の準備や
トイレの掃除や排泄の
サポートを行っている

※1-福祉施設・日本ケアラー連盟 / illustration: covey88aga

※注1：【出典】厚生労働省令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの現状調査、ニーズ把握に関するガイドライン（案）」（令和2年3月）、福祉政策・三原（U）コンサルティング&リサーチ）をもとに作成。

✿ 他市等の状況

条例制定
(R4.3.31時点) 埼玉県、茨城県、北海道、栗山町、名張市、総社市、浦河町、備前市、
那須町、明石市（「こども総合支援条例」の一部改正）

ほか

実態調査実施 北海道、埼玉県、愛知県、名張市、さいたま市、大阪市、京都市、
千葉市、和光市、栗山町 ほか

※令和4年度実施予定：香川県、愛媛県、徳島県、高知県

その他

ガイドラインの策定
啓発用ポスター、リーフレット、ハンドブックの作成
相談（支援）窓口の設置（LINE等のSNS含む）
有識者会議、プロジェクトチーム
社会福祉協議会、NPO等との協力体制の構築
支援フォーラムの開催
ケアラズカフェ
元ヤングケアラーの体験談、講演

など



✳ 本市の状況①

これまでの取組

① 学校教育課が実態調査を実施

- ・家庭に入って支援を行うことが多いS S Wを対象にした「ヤングケアラーと思われる子どもについての記録」調査（R3.4月）
- ・教育相談活動において、教職員等が児童生徒と面談をする等、「ヤングケアラー」に該当すると思われる子どもを把握（R3.7月）

② 教育委員会において管理職研修・生徒指導担当者研修等を実施

③ こども女性相談課と学校教育課で毎月情報交換会を開催

ヤングケアラーを含む、支援が必要と思われる子どもについて情報共有

④ まるごと福祉相談員、つながる福祉相談窓口による相談支援

⑤ 高松市地域共生社会推進プロジェクトチームのコアメンバー会議で支援策等を検討

支援の背景について
の認識共有

本市の現状と
課題の洗い出し

支援策の検討

コアメンバー会議 構成員

健康福祉総務課

健康福祉総務課 地域共生社会推進室

障がい福祉課

生活福祉課

長寿福祉課

地域包括支援センター

子育て支援課

こども女性相談課

こども家庭課

こども保育教育課

健康づくり推進課

学校教育課

✿ 本市の状況②

今後の方針

教育委員会等との連携を図りながら
ヤングケアラーの社会的認知度の向上を目指し、早期発見・適切な支援へ

① 早期発見・把握

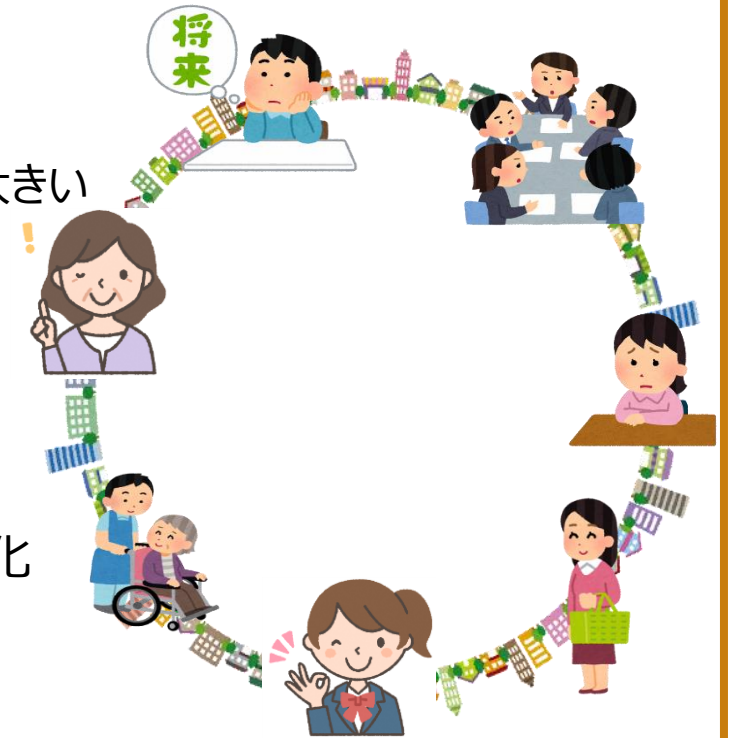
- ・支援の第一歩は「気づき」
- ・子どもと接する時間が長く、子どもの変化に気づきやすい教職員の果たす役割は大きい
- ・本人や家族にとって、身近で相談しやすい環境づくり

② 支援策の推進

- ・本人の意思を尊重し、それぞれの子どもの状況や課題をしっかりと把握
- ・家族全体を支える切れ目ない包括的支援
- ・複合・複雑化する課題対応のため、多機関・多職種連携による支援
- ・支援体制強化のために、関係機関が共通認識を持ち、役割分担や責任を明確化
- ・地域を基盤とした相談支援機能の強化

③ 社会的認知度向上

ヤングケアラーの社会的認知度の向上を目指す



✿ 本市の状況③

今後の具体的な取組

① 相談窓口、支援サービス案内の明確化

- ・子ども食堂、フードバンク、家事支援サービスなどの周知啓発
- ・まるごと福祉相談員、つながる福祉相談窓口のP R

② ホームページ作成、SNS等で周知

- ・国が作成した、ポスター、リーフレットの配置
- ・ヤングケアラーに関する特設ページを作成
- ・SNS等でヤングケアラーに関して周知

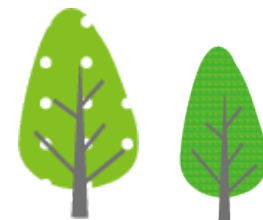
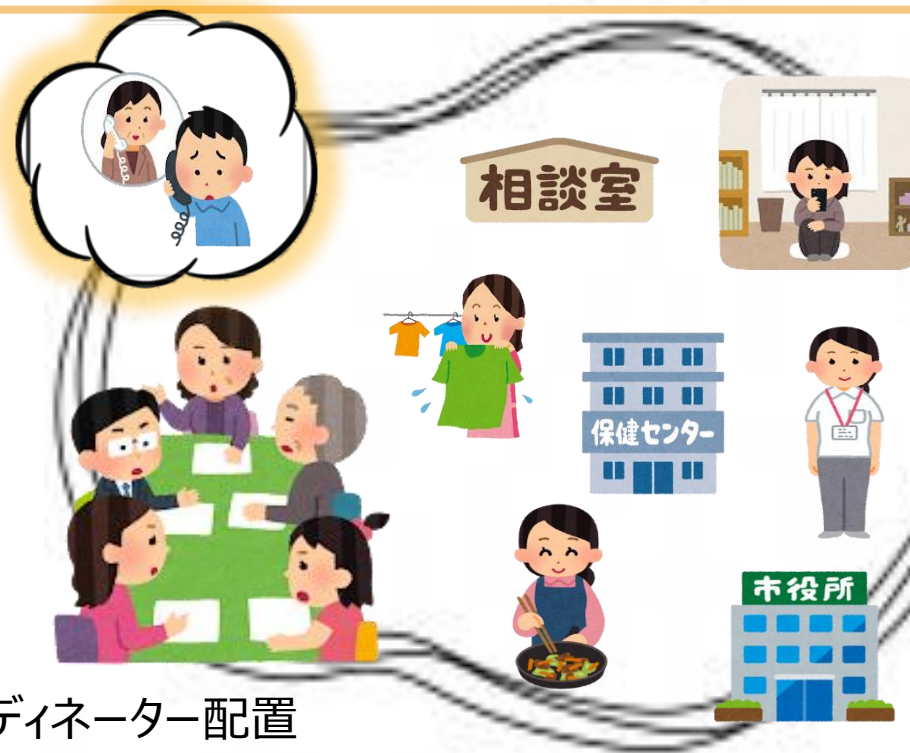
③ 支援体制の強化

- ・既存の会議体活用も視野に、庁内連携による会議体の設置
- ・S S W等の支援員拡充
- ・既存のコーディネーター活用も視野に、ヤングケアラーに関するコーディネーター配置
- ・国が公表したマニュアル等に基づき、本市の対応マニュアル決定
- ・共通アセスメントシートを作成し、関係機関で情報共有
- ・取組の対象を高校生・大学生へ広げていくため、県・大学との連携強化

④ 職員向け・関係機関向け研修

- ・ヤングケアラー支援に携わる専門家やヤングケアラーの元当事者等を講師とした研修会開催

⑤ 高松市子ども・子育て条例において、ヤングケアラーへの支援の位置付けを検討



今後のスケジュール

	令和 4 年度										令和 5 年度～	
月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
支援体制 検討				関係課協議			支援体制決定	 準備期間			支援拡充	
研修等		総合教育会議			（コーディネーターの配置等） ・令和5年度の取組検討 ・条例の検討 ・情報提供方法検討 ・本市の対応マニュアル ・役割分担、責任の明確化 ・アセスメントシート、支援体制			市職員研修	支援者向け研修	教頭研修会 小・中学校		
情報提供 周知啓発	啓発資材配布						 市HPの特設ページ					
								 SNS等での発信				
相談窓口	 つながる福祉相談窓口											
	 まるごと福祉相談員											
	 各相談窓口											

22